

サービス利用までの流れ

利用相談

- ・利用者に該当しているか確認してください。
- ・医療保険で利用中の訪問看護事業所に、在宅レスパイト・就労等支援事業の対応可否について確認してください。
- ・市から主治医に対し、「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業医師指示書」の作成を依頼しますので、主治医の属する医療機関名をお知らせください。
- ＊指示書作成手数料が下表の助成限度額を超える場合は、差額を医療機関にお支払いください。

障害児（者）の属する世帯の収入状況	指示書作成手数料 助成限度額
生活保護受給世帯	3,000 円
市民税非課税世帯	
障害児（18 歳未満）の属する市町村民税所得割額が 28 万円未満の世帯	2,970 円
障害者（18 歳以上）の属する市町村民税所得割額が 16 万円未満の世帯	2,930 円
上記以外の世帯	2,700 円

備考 障害児（者）の属する世帯の収入状況の範囲は、障害児（18歳未満）の場合、障害児及びその兄と同一世帯に属する者の合算とし、障害者（18歳以上）の場合はその者及びその配偶者の合算とする。

利用できる事業所

- ・安全にサービスを提供するため、利用できる事業所は、現在、障害児（者）に訪問看護を提供している事業所であって、市と事業の契約を締結した事業所のみとなります。

※契約締結事業所

- ① 訪問看護ステーションゆいまーる（武蔵村山市榎 3-51-2 サウスウインド 1F）
- ② セントケア訪問看護ステーション立川（立川市柴崎町 2-7-6 さかえビル 3階 301）
- ③ 訪問看護ステーション・青い空（東大和市仲原 3-13-24）
- ④ 訪問看護ステーションはればれ（羽村市栄町 2-19-9）
- ⑤ 訪問看護ステーションてのひら（東村山市富士見町 5-9-60）
- ⑥ あるもに訪問看護リハビリステーション（立川市柏町 4-45-6 トラインコート 1階）

申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳及び愛の手帳
- ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業利用登録申請書

利用登録

- ・市は申請書を確認し、利用者に対して利用登録決定通知書を送付します。
- ・市と契約している訪問看護事業所に、医師指示書の内容及び利用者負担額等の利用に係る情報を提供します。

サービス利用

- ・利用登録決定通知書を訪問看護事業所に提示し、サービスの提供依頼をします。
- ・利用者負担額が生じる場合には、訪問看護事業所に直接お支払いください。